

令和5年5月22日

入札参加資格停止措置について

1. 資格停止措置業者名 : 株式会社 加藤組
2. 資格停止措置期間 : 令和5年5月22日 ~ 令和5年6月4日
(2週間)
3. 事 実 概 要 :
令和5年2月25日に施工した松枝処理分区(62工区)管渠埋設工事の埋設工事において、バックホウがバックした際、交通誘導員が当該車両の後方に移動した際に負傷した。
この件について、元請事業者として労働安全関連法違反により、関係請負人及びその労働者に必要な指導に対する是正の勧告がされた。
4. 資 格 停 止 措 置 :
当該業者の上記案件に係る行為は、「笠松町競争入札参加資格停止措置要領」(平成12年訓令乙第2号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、2週間の資格停止を行うものである。

資格停止措置業者及び停止期間

資格停止業者 (笠松町登録)	本社所在地	資格停止の期間
株式会社 加藤組 (資格者番号: 2)	岐阜県羽島郡笠松町 円城寺1433	令和5年5月22日から 令和5年6月4日まで (2週間)